

## 地方税財源の充実強化に関する決議

現下の地方財政は、景気後退による税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、危機的な状況が続いている。

このような中、平成22年度地方財政対策においては、地方交付税の増額や臨時財政対策債の大幅な増発等により所要の財源が確保されたところである。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

#### 1. 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を的確に反映することにより総額を増額すること。

財源不足額については、赤字地方債である臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより必要額を確保すること。

#### 2. 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

### **3. 補助金の一括交付金化**

補助金の一括交付金化に当たっては、地方の自由度が拡大するものとなるような制度とするとともに、各地方自治体の事業執行に必要な総額を確保すること。

### **4. 子ども手当財源の全額国費負担**

平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、国の責任において全額を国庫で負担することとし、地方への財政負担は一切求めないこと。

以上決議する。

平成22年5月26日

**全国市議会議長会**